

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条の規定に基づき、監査を執行したので、同条第九項の規定により、その結果を別冊のとおり公表する。

令和五年十二月十一日

広島県監査委員

沖井

同 山下智之

同 奥兆生

同 三田利江子